

議案第37号

木津川市都市公園条例の一部改正について

木津川市都市公園条例（平成19年木津川市条例第170号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月5日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

旧小谷児童館跡地を都市公園として整備し供用するに当たり、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

木津川市都市公園条例（平成19年木津川市条例第170号）の一部を次のように改正する。

別表第1 西大間田公園の項の次に次のように加える。

小谷公園	街区公園	木津川市加茂町北岡田ノ庄32番地1 外
------	------	---------------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

参考資料（議案第37号）

木津川市都市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）

本則（略）

別表第1（第2条関係）

名称	種別	位置
(略)	(略)	(略)
西大間田公園	街区公園	木津川市加茂町里西大間田40番地21
<u>小谷公園</u>	<u>街区公園</u>	<u>木津川市加茂町北岡田ノ庄32番地1外</u>
不動川公園	地区公園	木津川市山城町平尾大谷1番地
(略)	(略)	(略)

別表第2・別表第3（略）

（旧）

本則（略）

別表第1（第2条関係）

名称	種別	位置
(略)	(略)	(略)
西大間田公園	街区公園	木津川市加茂町里西大間田40番地21
不動川公園	地区公園	木津川市山城町平尾大谷1番地
(略)	(略)	(略)

別表第2・別表第3（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第37号 木津川市都市公園条例の一部改正について	
担 当 課	管理課 用地係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	旧小谷児童館跡地を市民の憩いの場なる公園として整備するに当たり、適正な管理ができるよう都市公園に位置付けるものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・調整会議 (平成30年1月24日) ・政策会議 (平成30年1月31日) 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり
	政策分野	15 自然・環境
	施 策	② 環境美化 ウ. 公園、緑地などの整備・維持管理
概算事業費 (単位：千円)	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 (令和2年度) <input type="checkbox"/> 複数年度 (年度) 45,710千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	当該施設を都市公園に位置付けることにより、適正管理を図るものです。	